授業料と高等学校等就学支援金について

授業料を負担していただくかどうかを決定する大切な手続きです。

- ●公立高校では原則、生徒全員に授業料を負担していただきます。(月額 9,900 円)
- ●ただし、次の要件を満たす方は、就学支援金の認定を受けることにより、実質的 に授業料の負担が生じません。

(※実際に現金を受け取るわけではなく、授業料に直接充当されます)

- ●就学支援金の認定を受けるためには、学校への申請書の提出が必要です。
- ●PTA 会費などの諸会費については、別途支払いが必要です。

対象の方…保護者(原則両親)の「道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額」が507,000円未満の世帯

※過去に遡った申請を行うことはできません。

平成31年度「道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額」を必ずご確認ください。 ※税の更正があった場合、更正通知書を受け取った翌日から 15 日以内に申請を行った時は過去 に遡って申請があったものとみなすことができますが、15 日を超えて申請した場合は申請があった月又は翌月からの認定となります。

4月に入学した新入生は、4月中に申請を行う必要があります。

まだ、申請書を提出されていない方は、4月中に必ずご提出ください。

支援金認定を受けるための提出書類(**必ずオレンジの封筒に入れ**ご提出ください)

- ア 「受給資格認定申請書」(グリーンの用紙)
- イ 平成31年度の「道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額」が確認できる書類(コピー可・原則として両親分)

対象外の方・・・保護者の「道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額」が 507,000 円以上の世帯

- 1 授業料をご負担いただきます。詳細については入学のしおりをご参照ください。
- 2 「高等学校等就学支援金受給に係る意向確認書」(ピンクの用紙)をご提出いただきます。
- ●「高等学校等就学支援金受給に係る意向確認書」(ピンクの用紙)を既に提出された方も再度、世帯の道府県民税所得割と市町村民税所得割の合計額をご確認いただき、受給対象とわかった場合は、「受給資格認定申請書」(グリーンの用紙)を提出いただくことも可能です。添付書類と一緒に4月中にご提出ください。